# 【宇土市】施設等利用費の請求方法について (認可外保育施設等・預かり保育を利用している方向け)

## ○請求方法について

施設等利用費の支給は償還払いで行います。償還払いとは,一旦利用料を支払っていただき,その後申請することで払い戻しを受ける仕組みです。償還払いを受けるためには,保護者が「施設等利用請求書」に必要書類を添えて市に提出する必要があります。

#### く手続きの流れ>

- ①利用した施設に「領収書」,「提供証明書」の交付を依頼してください。
- ②「請求書」に必要事項を記入のうえ,「領収書」,「提供証明書」「振込先口座の通帳等の写し」を添付して宇土市子育て支援課に提出してください。
- ③市で確認・審査を行い,指定の口座に施設等利用費を振り込みます。

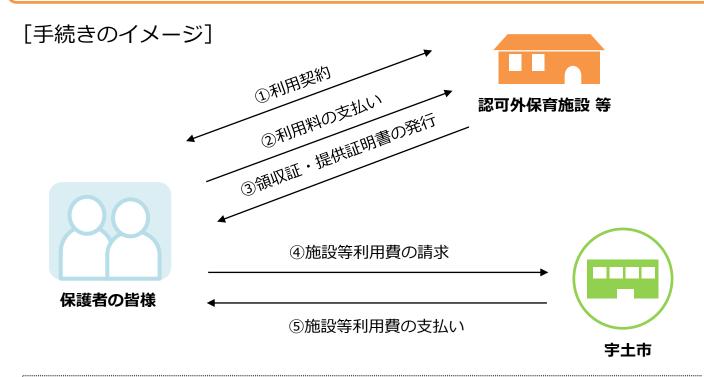
#### <請求受付について>

#### 給付請求の受付は四半期ごとに行います。

(10~12月分:1月請求,1~3月分:4月請求,4~6月分:7月請求,7~9月分:10月請求)

#### <様式等について>

<u>領収書,提供証明書など必要な様式については,子育て支援課窓口での配布及び宇土市</u>ホームページをご覧ください。



- ※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、施設等利用給付認定の申請が必要です。
- ※無償化の対象は保育料です。通園送迎費,食材料費,行事費などは,これまでどおり保護者の 負担になります。ご注意ください。

### 【問い合わせ先】

宇土市 健康福祉部 子育て支援課

TEL:  $0\ 9\ 6\ 4-2\ 2-1\ 1\ 1\ MAIL$ : kosodate $0\ 1$ @uto.kumamoto.jp